



# 水銀に関する水俣条約実施推進事業

2019年度予算（案）  
319百万円（293百万円）

環境保健部環境保健企画  
管理課水銀対策推進室

## 事業目的・概要等

## 背景・目的

- 水銀に関する水俣条約（水俣条約）が平成29年8月に発効したことから、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」に基づく関連施策の適切な運用を図る。
- 水俣条約の適切な運用により水銀による環境リスクが低減されるよう、条約に規定されるガイダンス、有効性評価に資するモニタリングデータ等の水俣条約の運用体制の整備支援をするとともに、関係国・機関と連携しつつ我が国の水銀対策手法の国際展開を通じた途上国支援を行う。

## 事業概要

### ○水銀汚染防止法施行経費

- 水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵・水銀含有再生資源管理に関する報告制度の着実な運用及び情報分析等を行う。また、水銀に関するマテリアルフローをとりまとめ、2019年中に水俣条約第3回締約国会議（COP3）に提出する。さらに、特定水銀使用製品の製造等の禁止について着実な施行を担保するため、水銀含有実態調査を実施する。
- 水俣条約発効後5年以内に実施することとされている附属書の再検討に係る議論に対応するために必要な検討を行う。また、水俣条約締約国の最初の報告が2019年末とされていることから、必要な情報の取りまとめを行う。

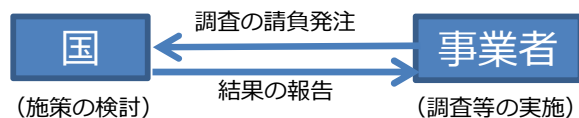
### ○水俣条約運用体制の整備支援

- 水銀対策先進国として、条約の技術ガイダンスや有効性評価枠組みの策定に係る議論を主導する。また、条約の有効性評価に資するモニタリングデータ等の収集・整備を進め、グローバルモニタリング計画への技術インプットを行うとともに、アジア太平洋地域においてデータ共有のネットワーク化を進める。

### ○我が国水銀対策手法の国際展開

- 途上国における水銀対策ニーズの調査結果をふまえ、日本企業との情報交換会開催、海外関係機関への働きかけ、技術の普及につながる各国法制度整備に向けた支援等を行う。実施においては、米国等の関係国及び関係国際機関と密接に連携するとともに、既存の内外資金メカニズムの活用を目指す。

## 事業スキーム



## 期待される効果

国内外の水銀対策を推進し、グローバルな「マーキュリー・ミニマム」の環境の実現に貢献する。

## 水銀マイナsprogram (MINAS)

(これまでの成果事例)

### 情報収集・ネットワーク化

- アジア太平洋水銀モニタリング
  - 訪日研修
  - 日米共同ワークショップ
- データ収集及び共有等の支援
  - 一般大気モニタリングの地域内展開

### 水銀の実態把握・計画支援

- 水銀の実態把握・実施計画・制度設計
  - 世界水銀廃棄物アセスメント調査意識向上等の支援
  - 啓発資料作成支援

### 優れた日本の技術による途上国の水銀対策の強化

- 我が国が有する技術情報の収集及び提供
  - 民間企業との情報交換会、
  - 技術紹介ビデオ・フライヤー
- 民間企業の国際展開、プロジェクト形成等の支援
  - 内外資金メカニズム調査
  - 無水銀プロセス転換などの計画立案

途上国の適切な条約履行を支援